

岡山市民のいのち・暮らし・平和を守り 安全・安心の岡山市をめざす

日本共産党岡山市議団が2006年度予算編成要求書を提出



▲11月18日、高谷市長・天野助役に対し、要求書を提出する市議団

日本共産党
岡山市政ニュース

発行者
日本共産党
岡山市議会議員団
岡山市大供1丁目1番1号
(市議会内)
〒700- 電話(086) 803-1000
8544 内線 4370・4371

司子恵弥子
賢敏光 和泰
畑本永沢 葉
田崎竹藤 稻

No.216 (通224)

日本共産党岡山地区委員会と市議団は十一月十八日、高谷茂男市長に対し二〇〇六年度予算編成要求書を提出しました。申し入れには、島田清岡山市地区委員長、田畑賢司市議団長をはじめ市議四人が参加しました。申し入れたのは、日本共産党の基本要求四項目と各局関係の具体的な要求二二〇項目となっています。

申し入れに対し高谷市長は、「関係部局に伝え検討したい」と答えました。

「基本」要求

1. 憲法・地方自治法の理念にもとづき、住民のくらし・福祉を基本にして、健全で計画的な行政執行・財政運営の市政をおこなうこと。行財政改革の推進にあたってはその姿勢を堅持すること。
2. 医療費負担増、年金削減、消費税増税など市民いじめの政策をやめるよう国に求め、市民のくらし・営業・営農を守り発展させること。
3. 15年戦争の痛苦の教訓にたつて国民の総意によってつくられた平和憲法の改悪を許さないこと。自衛隊をイラクから撤退させるよう国に求めること。
4. 削減された教育予算を増やすこと。教育基本法の理念に基づき、競争教育でなく全ての子どもたちが、成長・発達できるよう基礎・基本の学力を保障すること。

具体的要求項目

政令市の実現は焦らず、
慌てず、まずは市民サ
ービスの充実を

―企画局関係―

1. 岡山市の長期・中期・短期計画は、平成10年度策定の岡山市総合計画(グリーンシティ! おかやま)をベースに住民のくらし・福祉の充実を柱とした町づくりをめざすこと。なお策定にあたっては岡山市の現状にもとづき住民参加でつくりあげる

すること。

3. 県広域水道企業団条例を適正なものにあらためさせ、不必要な受水をしないこと。

4. PFI・プロポーザル事業の実施にあたっては、透明性、公平性、公開性、競争性、妥当性の確保を厳守し、住民の意見の尊重、議会での十分な審議を保障すること。

5. 芸術・文化の育成事業に取り組み、施設整備とともに芸術・文化団体及び個人の育成・援助を積極的におこなうこと。

①芸術文化振興財団を分離・独立させること。

②三丁目劇場を市民の文化活動拠点として位置づけること。

③シンフォニーホールなどの文化施設は鑑賞・創造団体と定期の懇談をもち、その意見を反映して文化行政を充実させること。

④市立美術館の建設を検討することとあわせて、不足している市民の発表のためのギャラリーを増やすこと。岡山市美術館を企画すること。

⑤デジタルミュージアムは、実物展示を重視し、総合歴史博物館構想の中のひとつとして位置づけること。なお戦災死者名簿をデジタルミュージアムで公開展示すること。

⑥まちかど美術館・まちかど博物館など有効な街づくり対策をすすめること。

6. 総合政策審議会の構成と運営を見直すこと。

①委員の任期は3年とし、再任しないこと。

②公募委員比率を50%とする

こと。

③女性委員比率を40%とする

こと。

④議会軽視となる運営はあらためること。

7. 岡山市と建部町の合併研究会で議題となっている「事業所税を導入して建部町のために使う」という萩原前市長提案は税が賦課される事業の意向調査をおこなってから判断すること。

国民保護法にもとづく 法定受諾事務を受けない

―秘書広報室関係―

1. 国民保護法(国民を戦争に協力させる法律)にもとづく法定受諾事務を受けないこと。
2. 市長会の会議における飲食をやめること。
3. 情報公開を徹底すること。なお新聞等を使用しての広報にあたっては、市民が知りたい市政情報を効果的に実施すること。
4. 憲法違反の自衛隊の隊員募集記事を「市民のひろば・おかやま」に掲載しないこと。

住民サービスの格差を なくすよう支所整備計 画を早期に

―市民局関係―

1. コミュニティハウスの全小学校区への整備をすすめる。管理委託料の増額をはかること。
2. 町内会集会所建設補助金を増やし、下水道工事費用を補助対象にし、改修補助の期間を短縮すること。
3. 市民の意見聴取にあたっては、IT利用のパブリックコメント方式だけでなく、公聴会などの方法を含め幅広く適切におこなうこと。
4. 市民協働のまちづくり条例

の運用にあたっては、

① 市有財産管理を適正にするこ
と。

② 特定非営利法人の認定審査を
厳正にすること。

③ 審査会開催は定期開催を原則
とし、開催状況を議会に報告
すること。

⑤ 市民の視点にたった行政を
おこなうために、市民サービス
コーナーを、市内にバランス良
く配置をして、夜間・休日の対
応等市民に身近なところでの行
政サービスの実施をいっそう前
進させること。電子申請にあた
っては、費用対効果、認証問題、
プライバシー保護等よく精査す
ること。

⑥ セキュリティに問題の多い
住基ネットから岡山市は離脱を
して、住基カードの発行はやめ
ること。当面、接続を中止する
市民の要望を受け入れること。

⑦ 住民サービスの格差をなく
すよう支所整備計画を早期に策
定すること。とりわけ岡南地域
への配置を急ぐこと。

⑧ カネボウ跡地は緑化フェア
を柱に全面的に公園整備をする
こと。

⑨ 国際交流事業については、
15年戦争の反省をふまえ、平和・
社会正義を前提に平等互恵でお
こなうこと。都市縁組について
は引き続き都市間交流を原則と
すること。とりわけ洛陽市との
関係を正常に戻すこと。

⑩ 「男女共同参画社会促進条
例」にもとづく計画の見直しを
行い、施策の推進を図ること。
① 家庭内暴力の被害者の緊急一
時保護施設及びステップハウ
ス設置の助成をすること。民
間団体への助成措置をとるこ
と。関係機関会議を充実する

こと。

② 岡山市配偶者暴力相談支援セ
ンターに専任のセンター長を
置き相談体制を充実させるこ
と。

③ DV被害者の早期発見・早期
対応をはかるため、医療機関
への啓発とDV被害者対応マ
ニュアルの作成を推進するこ
と。

④ 学校教育、生涯教育を通じて
法及び条例や計画の普及・啓
発をおこなうこと。デートD
Vなど現状にふまえて性教育
をさらに充実すること。

⑤ 業者女性の地位向上のため「所
得税法56条」の廃止を国に求
めること。

⑥ 「さんかく岡山」の拠点的役
割を再確認し、活性化するこ
と。

⑪ 党市議団の国民健康保険制
度の改善提案を施策にいかすこ
と。

① 国民健康保険課は総務局とよ
く相談し保健福祉局に所管を
かえること。

② 国庫支出金の引き上げをもと
め、県の助成の充実及び一般
会計からの繰り入れルールを
みなおすこと。

③ 老人保健事業拠出金の過剰負
担を見直すこと。

④ 県単独医療助成制度の影響分
にかかる削減分をくりいれる
こと。

⑤ 滞納分を被保険者に転嫁せず
一般会計から繰り入れること。
⑥ 保険料をひきさげること。

⑦ 負担能力にみあった減免制度
の充実をはかること。

⑧ 資格証明書を発行せず、短期
保険証の交付をやめること。
⑨ 出産手当・傷病手当の導入の
ための財源・試算をすること。

⑫ 政令市市長会が求めている
最低保障年金制度を創設するよ
う国にもとめること。

無年金者が生じないように啓
発につとめるとともに、市とし
て相談体制を引き続き堅持する
こと。

⑬ 防犯灯設置・管理の市負担
を引き上げること。(玉野市は
全額市負担)

⑭ マンション問題の相談窓口
を設置すること。専門家による
個別相談会を実施すること。

⑮ 連合町内会の補助金を2分
の1に削減すること。自治振興
報奨金の増額をすること。

東南海・南海地震の被害
想定にもとづき、液状化、
津波被害もふくめ市防災
計画の見直しを

総務局・収入役関係

① 平和行政の担当課を、人権
推進室に移管し、人権・平和推
進室とすること。

② 業務に見あった正規職員を
配置するとともに一人一人の職
員の能力をいかして市民サービ
スの向上につとめること。課毎
に職場会議を開き職員の英知を
活かすこと。

③ 東南海・南海地震の被害想
定にもとづき、液状化、津波被
害もふくめ市防災計画を見直す
こと。住民に情報を公開し、防
災意識の啓蒙・啓発を強化をは
かり、市民共働で地域ごとの防
災マップを作成すること。

④ 防災計画の土砂災害への対
応を産廃・残土・中間中継所ま
で拡大して再検討すること。

⑤ 国・県の天下り人事をやめ
ること。市の外郭団体への天下

り人事もやめること。再雇用職
員を重要決着ラインの役職につ
けないこと。

⑥ 助役を一人に減らし、財政
健全化に資すること。

⑦ 指定管理者制度の運用にあ
たっては、公的責任を明確にし、
慎重におこなうこと。また、こ
の立場を基本原則として、福祉・
教育分野は市直営を基本的に堅
持すること。

⑧ 財産区の法体系の不備の改
善を国にもとめること。

財政難を口実にした安
易な民間委託や公共料
金の値上げはおこなわ
ないこと

財政局関係

① 所得税・消費税・住民税など
の増税をしないよう国に要請す
ること。

② 予算編成にわたっては教育
費・高齢者福祉費を一律5%削
減の枠からはずすこと。

③ 財政難を口実にした安易な
民間委託や公共料金の値上げは、
市民のくらしと生命を守る立場
からおこなわないこと。

④ 地方債低利借り換え及び一
括返済の実現を図り、利息の軽
減をするなど引き続き努力する
こと。

⑤ 地方交付税や国庫負担補助
金・交付金の削減に反対をし、
地方分権にふさわしい地方税財
源の委譲をもとめること。ただ
し義務教育費は国が責任をもつ
て財源確保をすること。

⑥ 単県事業において削減され
ている県負担分の復活を求める
こと。

⑦ 岡山県負担金徴収条例にも

とづく負担率の軽減を要求する
こと。負担金徴収条例外の重い
負担は認めないこと。

⑧ 居住専用の高齢者・低所得
者の宅地にかかる固定資産税の
減免制度を創設すること。

⑨ 入札にあたっては、原則と
して一般競争入札制度とし、公
平・公正に実施すること。談合
防止策を講ずること。

⑩ 指定業者の資格審査にあた
っては、審査項目を見直し、現
地調査を強め、検査管理の機能
を強化しペーパー業者を排除す
ること。30万円以下の最小規模
事業は登録制度で行うこと。

⑪ 元請業者が、下請け発注の
際、きちんとした契約を結ぶよ
う指導を強めること。

⑫ 岡山市土地開発公社が5年
以上放置している土地について
は早急に買い戻すこと。とりわ
け事業化しているところは早急
に買い戻すこと。土地開発公社
によるあらたな土地購入はしな
いこと。

⑬ 収納業務の業者委託をやめ
ること。

⑭ 公平性の観点から固定資
産税の新制度導入はやめるこ
と。

⑮ 入札制度の改定にあたっ
ては補償関係コンサル業者選
定基準(要綱に定められた基
準)に各局指定選定基準を統
一するよう努力すること。な
お、下水道局の指名選定基準
を都市整備局等の指名選定基
準に合わせるよう努力するこ
と。

⑯ 過去最悪ともいえる財政
状況を改善するため、市民サ
ービスの維持を確保しながら、
大型公共事業の見直しをかけ
て改善を計ること。

介護保険料徴収の年齢
拡大、利用料の負担増、
支援費制度との統合に
反対を

保健福祉局関係

① 平和条例を制定すること。

② 平和行政を進めること。

① 戦災・原爆など体験者の証言・
記録、平和資料の収集をおこ
ない、保管・管理のための収
蔵庫を確保すること。当面の
常設展示拠点としての「岡山
空襲平和資料館」運営支援を
すること。「へいわかん」に
デジタルミュージアムの端末
機を置くなど連携をはかるこ
と。

② 戦災体験を風化させないため
に、証言・記録を充実すると
同時に、いまなお戦争の悲惨
な傷跡を残している戦争・戦
災遺跡を保存すること。なお、
それと岡山空襲平和資料館を
市民に広く知らせること。

③ 石山公園に平和の礎を建立す
ること。



▲「2005年平和の波」青年が中心になって企画した6・29ピースキャンドル



3. 介護保険料徴収の年齢拡大、利用料の負担増、支援費制度との統合に反対し、介護保険制度の改善にむけて努力すること。
- ①市として減免制度を創設すること。低所得者対策のほかに、税制改悪による負担増の緩和措置と在宅サービス利用料減免制度を必置すること。
- ②介護認定は公正迅速で人権尊重の立場で生活実態をふまえて十分に配慮して行うこと。
- ③全面委託でなく、市も認定調査をおこない、チェック機能を發揮して適正化を図ること。
- ④ケアマネジャーの研修を強化し質の向上につとめること。専任体制がとれるように報酬の改善を国に働きかけること。
- ⑤地域包括支援センターは、中学校区に1カ所設置し、公社一括委託でなく、公正・中立を担保する制度にすること。なお、十分な準備のできない場合は、4月実施を延期すること。
- ⑥新予防給付対象者の介護サービスを打ち切らないこと。
4. 高齢者福祉を充実すること。高齢者保健福祉計画を実状にあわせて見直し、推進すること。
- ①不足をしている特別養護老人ホーム、小規模多機能施設の増設を引き続き努力すること。

- ②ホームヘルプサービスのメンタルケアを保障すること。
- ③ホームヘルプサービスの量と質を確保するためにヘルパーの身分保障を充実するよう支援すること。
- ④24時間ケア体制を充実すること。
- ⑤福祉オンブズパーソン制度を導入すること。
- ⑥保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を増やし体制を確立すること。
- ⑦松風園、玉松園の建て替え計画を具体化すること。
- ⑧市立養護老人ホームの運営は入居者本位で見直し質の向上を図ること。
- ⑨新予防給付対象者の介護サービスを打ち切らないこと。
- ⑩高齢者虐待防止法の成立にもない法の趣旨を市民に知らせ、緊急一時保護の体制をつくること。
5. 善隣館は、児童虐待の対応ができる拠点施設としてネットワークを強化し里親制度など機能の充実を図ること。研修費を増額し自立支援施設を検討すること。
6. 市として不足している乳児院の施設整備を検討すること。
7. 介護者慰労金の対象者は、従前どおりとすること。
8. 社会福祉法人・介護支援事業者の認可及び運営の指導・監査は厳正におこない質の確保を図ること。監査体制監査内容を市民へ情報公開すること。そのために必要な人員増をおこない監査体制を充実すること。
9. 「健康日本21岡山市計画」の実施にあたっては、国民健康保険課をはじめ関係各局との

- 連携を強化すること。
- ①壮年者の自殺者の増加をふまえて市民の健康相談・自治体健診を充実すること。職域でのメンタルヘルスケアを推進すること。
- ②基本健康調査の健診料を引き下げ、受診期間を延長すること。70才以上の負担増をしないこと。
- ③対がん検診の予算を継続すること。前立腺がんの健診を継続すること。
- ④結核対策を重視すること。
- ⑤各地域センターに骨密度計を配置して骨そしょう症対策を強化すること。
- ⑥虫歯予防にフッ素を活用、推進すること。歯周病予防対策を進めること。
10. 高齢者に市内バス・電車の運賃割引制度を創設すること。交通不便地区へのコミュニティバスの運行を検討すること。
11. 岡山市障害者保健福祉計画にもとづき障害者の入所施設、通所施設、短期保護、デイサービス(A型・B型)を拡充すること。グループホーム制度を推進すること。ノンステップバスの運行回数を増やすこと。
12. 障害者手帳3級の医療費助成制度をつくるよう国にもとめること。市としてもとりわけ在宅酸素療法患者の医療助成について検討すること。
13. 障害者自立支援法による応益負担の導入にあたり低所得者の減免制度を実施すること。更生医療、育成医療、精神医療の自己負担増への助成制度を設けること。
14. ニーズにみあう障害者福祉財源の確保を国に要望すること。万一不足の場合は市として財源

- の確保をすること。
15. 成年後見人制度を利用しやすくするために、必要な人への補助制度をつくること。
16. 市営住宅内に精神障害者のグループホームを確保すること。
17. 福祉タクシーの制度を利用しやすくするため、初乗り料金を拘束されない助成制度にあらためること。助成の対象を本人所得方式にあらためること。
18. 補助器具センター、補助器具リサイクルセンターをつくること。
19. 生活保護行政の充実について
- ①申請者の資産調査は、憲法をふまえ人権侵害とならないようにすること。
- ②生活保護受給申請の意志を確認するために、カウンターに申請書を設置すること。申請者に対する接遇の改善を図ること。
- ③福祉事務所のケースワーカーを増員し、増える生活保護申請者と受給者に対して自立に向けての万全の体制をとること。
- ④住宅扶助の限度額を実状にあわせて引き上げ、学資保険裁判の結果を踏まえ制度の改善をはかること。
20. 乳幼児医療費の無料化制度を10歳まで拡大することを目標とし、当面就学前まで拡大すること。
21. 保育行政の充実について
- ①保育の公的責任を放棄することなく、企業参入や民間委託をしないこと。入園待機者の実態をふまえ公立を含め保育

- 園の新設、定数増(福祉区のバランスをとる)産休明け・延長・一時及び特別措置などの多面的な保育要求にこたえること。
- ②私立保育園の委託契約を明確にし、人件費補助の増額をすること。削減した障害児加算を元に還元すること。国に対して保育運営費の基準引き上げを求めること。
- ③無認可保育園(病院内保育園を含む)への補助金を増額すること。
- ④発達保障の立場から保育制度をみなおすこと。軽度発達障害などのある子どもたちへの支援を充実すること。拠点園以外への巡回相談を実施すること。
- ⑤主治医などの証明により障害児を受け入れること。
- ⑥保育園に看護師を配置し、喘息・アトピー性皮膚炎などの疾患対策をきょうかすること。
22. 学童保育を充実するために、
- ①学校外(民有地)設置でも、補助金対象とすること。
- ②指導員の身分保障を確立すること。
- ③大規模放課後児童クラブは、71人以上を、2学童保育とし、指導体制を充実すること。
- ④希望する障害児の受け入れができるように補助金加算を増額すること。
- ⑤施設設置基準及び運営基準をつくること。
- ⑥保育園に看護師を配置し、喘息・アトピー性皮膚炎などの疾患対策を強化すること。
23. 児童虐待防止対策を進めるとともに、相談所設置のとりくみを進めること。
24. 乳幼児健診の予算を継続・

- 充実し、健診時期の見直し・方法を含め早期発見・早期治療のできる療育システムをつくること、そのために医師や発達相談員の体制充実をはかること。
25. 親子クラブ活動の強化のために補助金を増額し積極的に支援すること。
26. 市立児童館・児童センターの、地域での役割を自覚し運営の改善を図ること。
27. わんぱくプレイパークをつくること。
28. 市営墓地の管理業務を適正に行うこと。未使用市営墓地の使用料の還付制度を全市統一すること。
29. 各種貸付金の利率をさげること。
30. 食品検査の体制強化をはかること。狂牛病対策、鳥インフルエンザなど感染症対策にも万全を期すこと。そのために必要な食品検査の体制強化を図ること。
31. 入札資格申請書に記載の障害者雇用の実態をふまえ、全指名参加業者の障害者雇用を促進させること。
32. 企業の社会的責任を明確にし、若者をはじめ雇用確保の施策をすすめるように国にもとめること。市としても雇用相談窓口を設けること。
33. 市として子どもの権利条例を制定すること。
34. 不妊治療の補助制度を拡充すること。
35. 動物愛護法に基づく啓発をおこない、適正な動物愛護行政をすすめること。去勢の補助金制度を確立すること。
36. 休日・夜間診療所の利用促進を含めて、事業の見直しをはかること。

市民の命を守る

よこいん

―病院局関係―

1. 医療制度や混合診療制度など、これ以上の医療制度改善をしないよう国に要望すること。
2. 病院局として、市民の命を守るよりどころとしての自治体病院の役割を明確にし、経済効率性にかたよらず市民の立場に立った将来ビジョンを策定すること。
3. 病院の管理運営にあたっては職員の意見や総意を大切に、民主的に行うこと。
4. 市民病院は市内中心部の地域医療に責任をもち、患者住民のための病院づくりをおこなうこと。
- ①第4次医療法にもとづく施設基準にするために旧深橋小跡地を視野に入れ移転建て替えをすること。
- ②引き続き利用者アンケートやご意見箱を積極的に活用し、患者の声を聞き改善にとりくむこと。
- ③引き続き住民とともに医療を考える公開講座を開催すること。
- ④セルフケアを促す患者会活動などの検討をすること。
- ⑤小児救急など救急医療を一層充実すること。
- ⑥総合診療科で全人的医療を行うこと。
- ⑦開業医・介護保険事業者との連携を大切に、24時間の在宅ケアを支える支援機能をもつこと。
- ⑧予防医療の充実策として健診・人間ドックのとりくみや療育システムの一翼になうこと。

- ⑨医療・介護などの総合相談機能の体制を強化すること。
- ⑩ホスピス医療のとりくみの検討をすること。
- ⑪女性専門外来を設置すること。
- ⑫慢性疲労症候群外来を設置すること。

5. 近隣地域住民や地域医療・福祉にとってなくてはならない金川病院の充実方針を具体化すること。
6. DV被害者対応マニュアルを作成すること。

T/Sの有料化は
しない

―環境局関係―

1. 一般廃棄物(ごみ)処理計画にゼロエミッション(ごみゼロ)の考えを位置づけること。
2. ごみの発生源での対策を強化し、分別、資源化を徹底し、ゴミ減量を図ること。
3. 近隣自治体からのごみの受け入れ、業者ごみの受け入れ、木屑のごみ焼却などゴミを大量焼却する政策を抜本的に改めて、岡南焼却場を廃止すること。
4. ゴミの有料化はしないこと。
5. 市民とともにゴミ問題を考え、循環型社会の啓発・推進を図るための方法としてマイパック運動など、繰り返し積極的な啓発にとりくむこと。
6. ゴミ収集委託料は実態にもとつき適正にみなおすこと。
7. 事業系ゴミの発生量が増えているもとで分別を徹底し減量化を図ること。収集許可事業者の指導をおこなうこと。事業者からのゴミの持ち込みについては、適宜展開検査を実施するなど、不正を許さないこと。尚、

- ⑧ゴミの検量は厳正に行うこと。
8. 岡山市環境基本計画の見直しにあたっては、地球温暖化など、環境のさまざまな変化を反映したものになるようとりくむこと。

9. 家庭から地球温暖化防止にとりくむため環境家計簿モニター事業などを推進すること。
10. し尿浄化槽の清掃・維持管理料を適正にするように市の指導を強めること。
11. 産業廃棄物の不法処分を早期に見出し、自然と緑の景観、生態系を守る。新たな産業処分場許可は慎重におこなうこと。
12. 市内の焼却施設、浄化センターなどの安全対策に万全を期し、地元住民に情報を公開し対策を講ずること。
13. 低周波公害、シックハウス被害や、電磁波公害など新たな公害の発生に対し保健福祉局と連携し問題意識をもって積極的にとりくむこと。
14. 産業処理場・ゴルフ場・交通公害・水質汚濁・大気汚染など、全般的な環境破壊に対し、市民への啓発活動をはじめ、環境保全行政のきつづく強化をはかること。とりわけ生態系への影響に問題意識をもち、事業者への環境アセスメントなどを強化すること。
15. ごみステーション建設補助金をひきあげる。
16. 風力発電など自然クリーンエネルギーの利用促進をすすめるために、啓発をすすめる。市独自の助成制度をつくること。
17. 溶融スラグの資源化につき抜本的改善をはかること。
18. 民間施設でのアスベスト対策指針をたてること。特に解体工事に對する助成、融資策を検討すること。

討すること。

地産地消を基本に米・
地場産物の消費拡大を

―経済局関係―

1. 引き続き食料自給率を高めるために、やる気のある農家を「担い手」に認定し、兼業農家を含む家族農業を基本にした農業振興にとりくむこと。モデル地区を新設・育成し、実践にふみだすこと。
2. 農業を支える担い手として定年後就農者への技術指導、資金融資などの制度を整備すること。
3. 地産地消を基本に米・地場産物の消費拡大をすすめること。
- ①地産地消推進室を設置すること。
- ②地産地消の学校給食の食材提供ができるよう環境を整えること。
- ③米、野菜など安全な食材が提供できるような有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。
- ④地産地消推進協力店の認証制度をつくること。
- ⑤地元の農産物を購入し、食べようという市民の登録制度を創設し、さまざまな「食のメニュー」を配信すること。
4. 改良事業の見直しを進めること。土地改良区事業の農家負担は「受益」の観点で整理、見直しをし、運営については民主的運営への指導を強めること。
5. 郷土料理とそれにまつわる文化を守り、食教育をおこない、質のよい素材提供をする生産者を守る。
6. 農業用水路の改修は環境保

全型の視点でおこなうこと。防災の観点からため池改修をいそぐこと。

7. 中小企業支援センターを創設し、実態調査をおこないその結果にもとづく、抜本的振興策をすすめること。中小零細業者への低利長期の各種資金金融制度の充実をはかること。小規模工事など、市内の業者に発注できる登録制度を創設すること。
8. 商店街活性化条例をつくり、大型店の出店を規制し、商店街の振興をはかること。
- ①活性化策としてミニチャレンジショップ事業を新設すること。
- ②大型店の小売業への影響調査をおこない、中小業者の経営の安定に役立てること。
9. 新産業ゾーン計画は市財政への負担の影響について行政評価をし、市民に公開すること。進出企業についてはISO取得をすすめるよう指導するとともに新たな公害を出さないよう指導すること。
10. 流量調査結果により「水不足」が明らかになった岡山南部地区国営かんがい排水事業について、市として見直しを検討し、パイプライン化計画をやめるよう国に求めること。興除地区へは別途清水導入を図ること。
11. 市民アンケートをもとに、「岡山まつり」を見直すこと。
12. 金甲山の林道の管理にあたっては、本来の仕事である林務以外の大型車両の使用につき厳格に制限を加えること。
13. 第2工区ビルの完成により、ますます空洞化する奉還町商店街を中心とする奉還町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目地区等の活性化策を樹立すること。

市場活性化構想にもと
づき事業の推進を

―中央卸売市場関係―

1. 市場法的大幅な改正を受け、市民、消費者の期待に応え、職員と関係者が一致団結をして市場活性化構想にもとづき事業を推進すること。
- ①関連棟の整理をおこない、空き店舗部分を場外市場にするよう検討すること。
- ②安心・安全を基本に市場の運営・整備をみなおし改善すること。
- ③市民に開かれた「市場祭り」にとりくむこと。
2. 随意契約を改め、入札制度を導入すること。

場外丹券売り場建設に
同意しないこと

―都市整備局関係―

1. 岡山操車場跡地整備計画は抜本的に見直し、過大投資にならないよう、当面緑豊かなスポーツパークとして活用すること。アクションスポーツパークは事業評価をし、市民ニーズにあった無料のスポーツパークとすること。
2. 岡山ドームのエックス社への再委託をやめること。
3. 福東町公園の用地取得を今年度の早い段階で必ずおこない、不透明な整備経過を明らかにすること。
4. 市街地再開発事業における両備バスマンションへの優遇策のようなことは、もう決してしないこと。交付金で削減された額を、市で補填しないこと。

5. 小規模工事問題で未だ未解明となっている業者・圧力関係についての説明をおこなうこと。
6. 津島飛行場線など長期間にわたって実施の見通しもなく必要性もない都市計画道路は見直すこと。
7. 今後の区画整理事業については財政状況を勘案し、市施行をみあわせること。現在進行中のところについては市民の要望をしっかりと反映すること。
8. 市内の環状道路計画は財政状況も勘案しながら道路整備計画にもとづき実施すること。
9. 市営住宅の不足にともない住宅の建て替え計画を具体化し、とりわけ入居停止をしている老朽市営住宅の建て替えを急ぐこと。
10. 高齢者・障害者(精神含む)向け市営住宅を増やし、市営住宅家賃の減免制度をさらに充実すること。介護保険の関係で施設から出なければならなくなつた高齢者の受け皿を作ること。
11. 西川及び枝川の下流域地域へ緑道の延長を図ること。
12. 東・西中島地域は住民参加で町づくり計画をつくること。国・県・市の三者協議機関を活かして、市の対策を強化すること。
13. 砂川・笹ヶ瀬川改修を促進すること。
14. バリアフリー法・福祉のまちづくり条例施行にともない道路、駅などのバリアフリー化をすすめること。
15. 旧出石小学校跡地開発計画は全面的に白紙に戻すこと。下石井公園の再整備をやること。
16. 駅元町市街地再開発事業第2工区ビル内岡山全日空ホテルに貸付をしている保留床は本来岡山市が24億円余で購入すべきものではない。大至急大成建設の責任で保留床の売却をすること。
17. 場外舟券売り場建設に同意しないこと。
18. 5%マイナスシーリングの予算編成のなか、最近道路瑕疵による事故が増加している状況を踏まえ、生活道路整備予算と整備体制は確実に確保すること。



▲岡山市再開発ツアーで、税金の使い方を考える

不明水分の処理費を下 水道料金に転嫁しない こと

下水道局関係

1. 下水道整備は財政との整合性を保ちながら計画的にすすめること。
2. 供用地区内での水洗化率を高める施策を充実させること。
3. 公共下水道の汚泥処理はマニユフェストどおり厳正におこなうこと。
5. 旭西処理区での不明水の原因究明をし、対策を講じること。児島湖流域下水処理センターへの不明水分の処理費を下水道料金に転嫁しないこと。
6. 下水道光ファイバーの存廃について検討すること。

人権啓発に関する基本 政策にもとづき総合的 に人権施策の推進を

人権推進室関係

1. 同和団体補助金は廃止すること。
2. 人権啓発に関する基本政策にもとづき総合的に人権施策の推進を行うこと。
3. ハンセン病元患者さんたちとの交流及び人権回復に関わる学習のための施設訪問バスの経費助成をすること。
4. 福祉交流プラザ旭東・三友の利用促進のためエレベーターを設置すること。
5. 未利用地の有効活用をはかること。旭東小学校区内の未利用地は小規模多機能施設に利用すること。

大量利用者への減額制度 は改めること

水道局関係

1. 大量利用者への減額制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。
2. 苦田ダムを前提とした不必要な県広域水道企業団からの受水をしていないこと。そのため岡山県広域水道企業団の供給条例の変更を求めること。
3. 「節水で築く市民ダム」の考え方にたち、水は有限であるとの認識のもと、節水・有効利用などの啓発を強化すること。中核市平均の一人一日給水量(380リットル)を節水目標とすること。
4. 漏水対策をいそぐこと。
5. 身近な水源の保全につとめること。
6. 工業用水の上水道への転用を検討すること。
7. 石綿管など老朽管とりかえを計画的に行うこと。アスベスト対策を含め、早急な対応をすること。
8. 水質管理に万全の対策をとること。

基準にもとづく職員の 配置をすること

消防局関係

1. 中・長期の消防署所の整備計画にもとづき、計画的に整備を実施すること。
- ①救急車配置のための交付金を還元するよう国に求めること。
- ②不足している2台の救急車の配置(三門・庭瀬出張所)を急ぐこと。

③基準にもとづく職員の配置を すること。

2. 旧市内に残る17の分団機庫の整備・建て替えは、用地確保もふくめて市の責任で行うこと。
3. 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめること。職員の意欲を高めること。
4. 災害などの非常時に対処できる、常備消防と団との連絡・調整が確実にできる通信体制のあり方を研究し、改善をはかること。
5. 消防団員の処遇改善をすすめること。新団員の育成につとめること。
6. 6月から8月の集中期間に、予防査察を100%実施すること。火災を予想して雑居ビルの安全指導を徹底すること。
7. 消防ヘリコプターの広域活動に対する県の助成をもとめること。
8. ヘリコプターの格納庫の場所を液状化及び津波被害の危険のないところへ変更すること。
9. 消火栓の場所の徹底と夜でもわかりやすくするための工夫をすること。
10. 消防職員・団員へのアスベスト対策を適切にこころを健康診断にアスベスト項目を追加すること。
11. 火災報知器設置に対する補助制度を設けること。

学校施設の耐震対策、 アスベスト対策、危険 箇所、破損箇所の早期 対応を

教育委員会関係

1. 子どもの権利条約をふまえて子どもの成長と発達を中心にすえた教育をおこなうこと。総合学習に平和教育を位置づけ、事実に基づく歴史教育を行うこと。
2. 日の丸・君が代の強制と、「心のノート」を学校現場におしつけず、内心の自由を保障すること。
3. 教職員に対する「義務的研修制度」をやめること。教職員の評価による管理強化をやめ、民主的運営と教職員の自主的自覚的研修を保障すること。
4. 子どもたちにとって、自分が人間として大切にされていると実感できる学校づくりをすすめること。
- ①30人学級を実現し教職員を増やし、基礎・基本の学力を保障すること。
- ②子どもの権利条約に定められた子どもの「意見表明権」を尊重し、生徒が学校運営に参加できるようにすること。
- ③スクールカウンセラーを全校に配置すること。
- ④学校運営評議委員会を充実させ、地域に開かれた学校をめざすこと。
- ⑤特別支援教育を充実させるために、教職員をふやし特別支援教育を、こどもの発達保障の観点ですすめること。
- ⑥コーディネーターは、障害児学級の担任が兼任するのではなく、校内委員会を充実させて、学校全体で取り組む体制をすすめること。また、専任のコーディネーター配置を国に要望すること。
- ⑦軽度発達障害児教育の充実のためリソースルームの設置、通級の充実、幼稚園の受け入れ体制をとること。



▲民主団体懇談会で、要望を聞く市議団

⑧ 必要に応じた障害児学級を設置すること。
 ⑨ 医療行為の必要となる子どもたちを幼稚園・学校で受け入れる体制を確立すること。
 5. 教職員や保護者が気軽に相談できる「教育相談室」を充実すること。
 6. 民間を含め、不登校児の居場所を引き続き充実させること。ひきこもり児対策を検討すること。
 7. 31学級を超える大規模校の分離を促進すること。
 8. 市立後楽館中学・高校の校舍整備をすすめること。その際、生徒・保護者・教職員の意見をよく聞き、計画に反映すること。
 9. 学校施設の耐震対策、アスベスト対策、危険箇所、破損箇所の早期対応をおこなうこと。冷暖房・トイレなど、学校の整備計画をつくること。学校・園への配当予算を大幅にふやすこと。

と。
 10. 就学援助制度の改善、充実を図ること。
 ① 支給基準をこれ以上上げないこと。
 ② 業務の電算化をおこない申請を毎月受け付けること。
 ③ 学校病治療にアトピーを認めること。
 ④ 修学旅行費、学校給食費への助成額をもとにもどすこと。
 ⑤ 扶養控除の引き上げを図ること。
 11. 学校給食について、民間委託化の方針をあらため、直営で子ども中心の食教育としての学校給食を実現すること。
 ① 地産地消を基本とし、自校献立や自校調達を促進すること。
 ② 米飯給食、米粉パンなど地元産米の利用拡大に努めること。
 ③ 学校給食費の値上げをしないこと。
 ④ 学校給食費においては、学校間で格差が大きくなならないよう配慮すること。
 12. 私学助成を高校へも拡大し充実すること。
 13. 同和教育基本方針を廃止し、憲法・教育基本法に基づき民主主義教育を保障すること。人権教育推進状況報告書の提出をもとめないこと。
 14. 教育センターを整備し体制を充実すること。
 15. 地域ニーズの高い地区図書館を計画的に整備すること。
 16. 全校に正規の図書館司書を配置すること。
 17. 公民館の運営にあたっては答申の具体化をすること。公募館長を半数にし、女性の登用を3分の1以上に増やすこと。操山中学校区への地区公民館を早期に整備すること。
 18. 公民館の駐車場は、利用者が安心して活動できるよう、スペースを充分とること。
 19. 世界151カ国が批准している国連人権規約「高等教育は、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に對して均等に機会が与えられるものとする」と(社会権規約第13条第2項C)に基づき奨学金制度を抜本的に見直すこと。
 20. 幼稚園での3才児教育を引き続き充実、拡大すること。
 21. 平和学習を教育目標に位置づけること。岡山の戦災とかかわりの深い旧内山下小学校等の建物をのこし、戦災遺跡建造物や岡山空襲平和資料館を平和学習に活用すること。
 22. 「学区の弾力化」は地域の教育力を低下させ、競争教育につながる恐れがあるのでみなおすこと。拙速に導入した小規模特認校制度はみなおすこと。
 23. 性教育を系統的にとりくむこと。
 24. 男女平等教育を推進すること。
 25. 市営の硬式野球場を建設すること。
 26. 国体開催が市民スポーツ振興の契機となるよう、中・長期的なスポーツ施設整備計画をつくり、その具体化をはかること。
 27. 学校の部活動活性化にあたっては地域の指導者制度を導入すること。
 28. 1校1プール制の見直しは中止して、堅持すること。
 29. 総合施設事業は事業を進めないこと。
 30. 学校の「人づくりプラン」の条例化は、憲法で保障されている内心の自由に踏み込まないことを前提として検討すること。

31. 青年の家は青少年の家の位置づけ、有効活用すること。
 32. 中国残留日本人孤児の日本語教室に對して場所の確保も含め財政的支援をすること。

行政監査を強化を

― 監査委員会関係 ―

1. 監査委員は当局の立場に立つことなく適正な監査をおこなうこと。
 2. 行政監査を強化すること。
 3. 住民監査請求は、真摯にうけとめ住民の目線に立つて対応すること。

投票率の向上を

― 選挙管理委員会関係 ―

1. 政治資金規正法(出さない、もらわない)の徹底をはかること。
 2. 選挙人名簿漏洩の真実を明らかにし市民に公表すること。
 3. 投票率の向上を図ること。
 ① 在宅投票の制度拡大を国に働きかけること。
 ② 市長・市議選挙について点字も含めて広報を実施すること。
 ③ 市長・市議選挙について点字も含めて広報を実施すること。

傍聴者への資料配付を

― 議会関係 ―

1. 政務調査費交付金会計の情報公開をすること。
 2. 傍聴者への資料配付をおこなうこと。
 3. 市議会だよりは質問議員名を明記すること。
 4. 開かれた議会にするために土、日、夜間の議会開催も検討すること。

